

第七回 参議院運輸委員會會議錄第十七号

昭和二十五年五月二日(火曜日)午前十一時三十五分開会

本日の会議に付した事件

○公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣送付)

○港灣法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木鹿藏君) 只今より委員会を開きます。

先ず公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件を議題といたします。前之國委員より質問の通告がございました。お願いいたします。

○前之國委員(石井昭正君) 昨日質問してありますから御答弁をお願いしたい。

○政府委員(石井昭正君) お答え申し上げます。仲裁委員会の裁定に関する訴訟事件の経過についてその概要を述べるといふお話でございました。

御承知のように仲裁委員の裁定は、第一次裁定、これは昨年十二月本国会開頭において、国会の御審議を願つた問題でございまして、この第一次裁定と、それから本年に入りまして再び労働組側が仲裁委員に提訴いたしましたので、その結果下りましたところの第二次裁定、只今議題となつております。この二つの裁定があるのでございます。訴訟にかつておりますのは、この第一次裁定の方の問題でございまして、これは最初に組合側の方から一応仮処分の申請をいたしましたわけでございます。

これは仲裁裁定に基いて、国鉄は組合員に裁定通り給與を支拂う義務がある、その本案の判決が確定するまで、仮に公社側は仲裁委員会裁定の各條項に服しなければならぬ。従ひましてその裁定第二項におりました職員員の賃金、その中年末に支給されました十五億五百万円を除いた残額を、申請人たる組合員を通じて各組合員に交付しなければならぬという仮の処分の判決を求める申請をいたしましたわけでございます。この提訴は昨年の十二月二十三日に行われたわけでございます。これに對しては国鉄の方はまあいろいろの理由を具しまして、特に申請人が主張する仲裁委員の裁定の金額は、その債務はまだ効力は発生していない、国会の承認があつたときに初めて遡及して効力を発生するのである、現在においては国会の承認が得られなかつたのであるから発生してはならない、こういう主張をいたしましたわけでございますが、これに對する判決が去る二月二十五日にございまして、この判決は大体におきまして、組合側の言ひ方が容れられまして、従ひまして国鉄と組合員との間にありますところの債権、債務は存在しておる、従つてその中の、年末に支給つた分の残りの裁定額のうち三億四、約三億円でございまして、これは国鉄の経理上、支出可能であるからこれを支出しなければならぬ、直ちに交付する必要がある、併しなから残余のものについては、これは債権債務があるに止つて、予算上、資産上、可能になつ

た場合に支拂うのだ、こういうような意味合いの理由を以ちまして、主文といたしましては、仲裁委員会が十二月の一日に出しました第一次裁定に従わなければならぬ、こういう主文判決を下したわけでありまして、これに關しまして国鉄側といたしましては、直ちにこれを不服といたしまして控訴いたしました。これは三月の四日に控訴いたしました。これは三月の四日に控訴したわけでございます。それと同時に第一次仮処分に対しては、本案訴訟の起訴命令を出して貰ひたいといふことを国鉄から申請いたしました。これに對しまして東京地方裁判所は、組合に對しまして決定送達の日から十四日以内に本案訴訟を提起するよう組合に命令したのであります。この命令は三月二日に決定いたしました。送達が行はれたのは三月二十四日、三月十日に行はれております。これによりまして組合は三月二十四日に本案を起してあります。この本訴の内容は、第一次裁定を実行するよう国鉄は、第一次裁定を実行しなければならぬという請求になつておるのであります。これはまだ第一審で提訴が行はれたまま、まだ訴訟の手續が進んでおらないという状態でござい

ます。次に今度は又もう一つ別の仮処分申請が起つたわけでございます。と申しますのは、先に二月二十五日の判決によりまして、組合側が勝訴いたしましたので、今度は組合側といたしまして、具体的にこの賃金の、特に三億円の賃金の具体的な給付を受けるという問題に相成りますので、これは組合の方といたしましては、国鉄側に対して団体交渉によつてその配分方を協議して貰ひたいと申し込んだのであります。国鉄側も一応これに応じまして、二、三度協議いたしましたのであります。が、国鉄側の言ひ分は、まだ控訴中であるから、従つて具体的に只今支拂う義務はない、併しなからそれが若し支拂わなければならぬかつたという場合にはどうするかという意味において協議に應じたわけでございます。併しながらその協議も余り円滑に進捗いたしませんので、組合の方は最初の第一次裁定に両者の協議が調わなかつたときは、仲裁委員会の指示を受けるといふことが仲裁委員の第四項に書いてあります。それに従ひまして仲裁委員会に配分方についての指示の申請をしたわけでありまして、これに對しまして仲裁委員会は直ちに一人当り六百五円、一律に支拂うべしという指示をしたのであります。そこで具体的な債権額が決定いたしましたので、それに基きまして再び一人当り六百五円ずつ拂うようになり、この組合の提起に三月二十五日、この組合の提起に三月二十五日に行はれたのであります。その後審判、口頭弁論の手續を経まして、去る四月十九日に判決が下りまして、これ

がやはり組合側の勝訴になつた。国鉄側は組合員に對しまして一人それ、六百五円ずつ支拂えという判決が出たわけでありまして、そこでこの仮処分の判決によつて直ちに組合側は執行権を獲得するわけでございます。若し国鉄側が六百五円の支拂をいたさない場合には強制執行の手段に訴えることが明らかでありましたので、国鉄といたしましては直ちに控訴いたすと共に、この強制執行停止の申立をいたしましたわけでありまして、東京高裁におきましては、この申立を直ちに受理して決定をいたしました。強制執行停止の決定が同日中に出了たという恰好になつておるわけでございます。

只今申し上げましたように基だ訴訟案件として複雑になつておりますので、お分りにくかつたと思つたのであります。が、仮処分の案件が二つございまして、同じ事務柄に對して二つありまして、第一次の方は抽象的な結論を得るに止つておる、それに基きまして具体的裁定の債務額が確定してからの仮処分が第二次の仮処分の決定額であります。一次、二次大体において組合側の勝訴となつておるのであります。いずれも控訴中でございまして、控訴審はまだ確定いたしておらないといふことでございまして、本案訴訟の方は、組合から提起があつたなりで未だに進んでおらない。かような進行状況になつております。甚だお分りにくかつたと思ひますが……

尙附加えて置きますが、この案件に對しまして国が訴訟参加をいたしておる、これは第二次の仮処分の申請開

係に参加をいたしまして、直ちにそれに引続きまして最初の仮処分判決に対する控訴につきましても同じく参加をいたしております。

○前之團書(石井昭正君) これは裁判所は東京地方裁判所ですね。

○政府委員(石井昭正君) 第一次、第二次共東京地方裁判所です。

○前之團書(石井昭正君) これは部は違ひますか。

○政府委員(石井昭正君) 同じ部でございます。

○前之團書(石井昭正君) 同じ部ですね、裁判長は一緒ですか。

○政府委員(石井昭正君) 裁判長も同じでございます。

○前之團書(石井昭正君) この公労法の三十五條によつて、私共は当初からこういう判決があるということははつきり分つておるといふことを私はこの前の委員会でも申し上げたんです。三十五條に「当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない」ということがある、これはこの三十五條はつまり当事者の関係を決めたのであります。十六條の第一項の方は、政府と当事者の労働側との関係を大体において謳つてあるのだといふことは私共は信じておる。私は前のときにも、まだ訴訟にならない前に、この事件は訴訟になるならば必ず国鉄は負けるということを言つておつたのですが、その後裁判になつておる。こういうふうに明瞭な問題、法律上明瞭な問題を殊更に私共は国鉄が争つておるといふ感じが非常に強いのであります。この裁判に対して控訴審において勝訴を得られる確信があるのかどうか、若し又不幸にして国鉄が負けられたならば、更に上告

せられるのであるかどうかといふことについて御意見を承わりたい、こう思います。

○政府委員(石井昭正君) 国鉄のみならず、国といたしましてこの訴訟に参加いたしておるのでございますが、勿論訴訟いたすからには十分勝訴を得るという確信の下に訴訟をやつておることは申すまでもないことでございませう。併しながらこれは勿論司法権の決定されることでございませうので、その確信にも拘わらず、或いは前之團書委員のおつしやるように、国鉄側の敗訴になるということもあり得ることではあらうと思ひます。さういふ仮定の場合にどうするかというお話でございませうが、勿論上告までもいたしまして、最終判決が確定いたしますれば、当然これは裁判の判決に従うべきことは、法治国として当然のことであると考へます。

○前之團書(石井昭正君) 私共は国鉄が勝訴になるというところは考えられない。併し勝訴の確信があると言われるのです。勝訴の確信のあるその根拠を具体的に御説明願ひたいと思ひます。どういふところで勝訴の確信があるのか。

○政府委員(石井昭正君) 私共の、政府の方の主張の主たる点は、公労法の解釈でございまして、その点につきまして前之團書委員のお考えと意見を異にしておるの、大変遺憾でございませうが、要するに仲裁、裁定の内容のうち、予算上、資金上、不可能なる部分につきましては、これは国会の承認が停止条件となつて、初めて効力を発生する。それまでは効力を発生しておらないという解釈に基いておるのでございます。

○前之團書(石井昭正君) 本件について議論をしても始まらないと思ふのですが、私共はさういふふうに確信をいたしております。それは結果的に現れることですから、遠からず分ると思ふのです。が、仮に控訴で国鉄並びに政府が負け、更に上告で負けたとすると、それはもう支給しなければならぬ。ところが問題になつております第二次裁定も、やはり同じようなことになると思ふのです。やはり同じ取扱になると思ふのですが、上告で負けられた場合には、この第二次裁定はそのまま御承認になるのですかといふことははつきりと伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(石井昭正君) 只今私の言葉が足りなかつたので、恐縮でございませうが、只今行われております提訴は、仮処分で、仮の地位を定める問題でございませうから、最終判決と申しますのは、本案の訴訟が最終的に決定いたして初めて可能である。仮に仮処分の方が上告で敗訴になりまして、これは一応仮に支拂わなければならぬという義務が生ずるだけでございませう。本當の債権債務は、本案訴訟が確定して初めてなるのでございませう。そういう意味に一つ御了承願ひたいと思ひます。尚、只今仮に本案訴訟においても敗訴となつた場合に、第二次の方はどうなるかといふお話でございませうが、この第二次の裁定につきましては、これは御承知のように予算上、可能な範囲と申しますか、不可能なる部分といふことについて、まだ政府として研究中でございませうので、ここで何とも申上げかねるのではないかと申すのであります。予算上、不可能とはつきりいたしております部分につき

ましては、第一次裁定と同じ考え方をしなければならぬと思ふことは、これは当然だろうと思ひます。

○前之團書(石井昭正君) この第一次の本案の裁判ですね、はつきりと国鉄が債務があるといふことになれば、第二次においても同様なんだから、あなたの言われるように、この裁判に服従すべきものじやないでしょうか。重ねてそれも争うといふことは非常に愚だと思ふ。

○政府委員(石井昭正君) 第一次の裁定は、御承知のように問題が二つございまして、予算上、可能であるといふのが、これが十八億と認定されておる。で、それに対して政府側といたしましては、大蔵大臣が流用承認した十五億五百万円が可能になるという意見でありまして、これに対して国鉄總裁が、一応可能として申請した十八億が支出可能分である。で、差引の約三億というものが即時支拂わなければならぬ問題であるといふ面が一つの論争点でございませう。それから全体として債権債務があるという問題は、これは予算上、資金上、可能となつたときという條件で判決が下つておるのでありまして、従ひまして第一次の裁定でも、現実には、仮にこの第一次の仮処分の論争点がそのまま本案で行つて確定するといひまして、問題は、この予算上、可能な三億、見解の相違である三億といふ点に帰着するのじやないかと思ふのであります。今度の第二次の裁定につきましては、その点につきましては、未だどこまでが予算上、可能であるといふような点が明瞭になつておりませんので、第一次裁定の訴訟の結論が、直ちに第二次裁定に

適用されるかどうかという点については、模倣を見なければ何とも申上げかねるのではないかと申す次第でございませう。

○前之團書(石井昭正君) 私は最後に政府委員に対して希望を申上げて置くのですが、この公労法の解釈は、全く私は政府の曲解だと思つておる。分つておつて殊更にさういふふうな解釈をしておられるのか、分らずにさういふふうな解釈をしておられるのか分らないが、これは明瞭なんです。第十六條によつて、債権債務は当事者の間で確定しておる、最終的に決定しておるのですから、さういふものはこれは裁判は敗けるに決つておる。若しこの裁判が、国鉄が勝つといふことになればそれは正しい裁判でないといふことを私は言ひたい。ですからこれは一つ慎重にお考へになつて、徒らなる控訴、上告等によつて時間を空費するといふことはなさらん方が私は賢明だと思ふ。多数の、数十万の従業員が今日非常に生活に苦しんでおる、政府の無為無策、或いは無法、法律を正しく解さざるがために裁判を長引かして国鉄の多数の従業員の生活を苦しめるといふことは私は以ての外だと思ふ。この点について十分に一つ御考慮をお願い申し上げたいと思ふのです。

○委員長(佐々木鹿藏君) 外に御質疑ございませうか。

○村山義一君 議事進行について意見を述べてよろしうございませうか。

○委員長(佐々木鹿藏君) 結構でございませう。

○村山義一君 この問題は、尙考究すべきいろ／＼の点があります。元來本件は衆議院においてもこれは研究中で

あり、審査中であります。昨日衆議院は継続審査をするという事は決定した趣きでございます。で、予算審査をしております当院におきましては、やはり継続審査という取扱をして貰いたいと思うのであります。

○委員長(佐々木庸蔵君) お諮りいたします。村上委員の御動議に御異議ございませんか。

○委員長(佐々木庸蔵君) 御異議ないと認めます。それでは継続審査にいたすことにいたします。審査要求手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(佐々木庸蔵君) 確定をいたしました。

○委員長(佐々木庸蔵君) 次に港務法案を議題といたします。御質疑の方は順次御発言を願います。

○小泉秀吉君 この港務法案に対して少しく質疑をしたいと思います。第一條でございますが、この第一條にござ

います「利用及び管理」というようにありますが、これはこの「利用及び管理」というのは、昨日の政府委員の説明によると、運営というように含

れていようにならうに御説明があつたと思ひますが、改めてこの点を政府委員にお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(後藤憲一君) 全くその通りであります。

○小泉秀吉君 もう一つは、第四條並びに第三十三條に關連するものであります。港務の管理者を設立する場合に

るかは自由であるというようにこの法案によつて私は解釈しますが、併しこの第四條の中にある「予定港務区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体」というもののこの解釈において相當論議なり疑義があると思ひます。

○政府委員(後藤憲一君) 只今のお話は、全くその通りの意味で昨日説明申し上げました。

○小泉秀吉君 更に第十三條及び第十二條に關連してお尋ねをいたします。港務施設の管理につきまして、事實上の必要に基いて事前に行われる監督的作業というものは港務管理者がやつてもよいが、港務における行政権の作業、管理者の作業並びに私企業者の行為などの間に尚ほ調整を要する点があるように考えられるのであります。この法律案が成立したあとにおいて、更に実績如何によつては、その修正等に対して必要の措置をとるといふような心構えが今日政府において将来に對して約束ができるかどうか、そういうことも私共はこれは相當不備であると思ひます。この際これを通すということには、そういうことに對して

わゆるお座なりでなしに、政府が十分検討をし、又その用意があるという御確約が願ひたいと思ひますが、そういうことに對しての御見解を

伺ひたい。

○政府委員(後藤憲一君) 只今のお話はその通りの意味で昨日も説明申し上げました。この港務局なり管理者なりの業務の内容でございまして、政府といたしましては港務局、管理者というものの正常なる成長、発達ということ

を非常に希望するわけであります。逐次それらの成長と共に港務局の発達、港務局の活動のできるように改善するということとは當然なことだと存じております。

○小泉秀吉君 もう一点最後にお伺ひしたいのですが、本法案の第四條で規定しておる港務局というものは、この法文の上から言つて相當複雑であるし、困難が伴うのじやないか、早急にやるためには……、そういうふうな気がいたすのであります。従ひましてこの法案が通れば、大体において地方公共企業体は、第二十三條によつて、管理主体を設定するといふようなことが適當じやないか、かように思ふのであります。そういふふうな場合に、政府は早くそれに同意するかどうか、この点を一つお伺ひしたい。

○政府委員(後藤憲一君) 第四條の定めによる管理者であるか、第三十三條の定めによるこの管理者であるか、そのいずれを取るかという事は、關係の公共団体が御相談してお決めになるとしては全く自由であります。政府としてはこれに對して干渉する意思はございません。そうして現実の問題として、まあ港務局を若し取る形といたしますれば、どうしても大きな港務、重要な港務だと思ふのであります。それが、それらに對しては、現在

の交換される状況によりますれば、直ちに四條を採用するといふことが實質的に、實際に適當や否やという点は相當な議論の余地もあると思ひます。

○小泉秀吉君 もう一つ小さい問題ですが、第二條の第二項で「重要港務」といふものは、政令で決めるのだといふことになつておりますが、政令でどういふ所を重要港務にするかというようにすることが、凡そ御腹案なり確定なりしておるならば、一応御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(後藤憲一君) この第二條第二項によりますところの「重要港務」の政令を、いろ／＼と腹案作成中でございますが、大体の考えをいたしましては、外国貿易に對する港務が先ず第一の資格でございまして、それから地方的にはあるが、可なり広範圍な地方の利害に關係する、言い換へればその点から言ひまして国の利害に相當深く關係するといふ点が第二でございまして、それから更に極く辺鄙ではありますけれども、海運という立場から考えまして必要なる港務につきましては「重要港務」として、その施設に國の積極的な助成を必要とするといふ考えを持つております。尙從來の経歴から出入の船舶或いは荷扱のトン数といふこと、こういうような点からこの点を考えねばならんと思つておりました、大体の輪郭といたしましては、只今第一種、第二種という重要港、只今の制

度におきまして第一種、第二種という二種の重要港務が現在ありますが、それは盡く包含せられる。それから旧軍港、それから從來は、現在の制度で地方港務であります。その地方港務の制度が可なり古い時代でございまして、現在非常にその個々の状況によりまして発達した港がございまして、そういうものを積極的に拾ひ上げて、そしてその「重要港務」の中に入れてい

たいといふような腹案で、まだ腹案の形になつておりますので、その案を参考にお示しいたします準備ができておらない点は申訳ないと思つております。

○小泉秀吉君 その政令は、凡そこの法案が今議會で通つたとすると、まあ仮定ですが、大体この政令はいつ頃發布になるお考えでございませうか。

○政府委員(後藤憲一君) これは是非急ぎたいと思ひまして、少くとも今月中には發布いたしたいといふつもりで官庁も奮勵いたしたいと思ひます。

○前之園喜一郎君 今小泉先生がお聞きになつたところなのですが、政令は今急いでおられるといふことですが、大体において「重要港務」といふものが全國にどのくらいあるとお考えになるのですか。それを九州は幾つ、どこは幾つというふうな大雑把でいいですが、大体の見当を承わりたいと思ひます。

○政府委員(後藤憲一君) 現行の制度では、第一種が四、第二種が約四十ばかりございまして、合せてそれだけで四十四ばかりございまして、軍港が四つでございまして、それに更に追加として附け加へますれば、恐らく七十ぐらいの程度は指定いたしたいといふ気持ちで、実はいろ／＼と標準を考えてやつ

てみておるわけでありませう。

○前之團喜一郎君 大体の表は出ていないのでしようか。まあそれは仮定的なものだと思うのですけれども……

○政府委員(後藤憲一君) まだいろいろと実はありまして、いろいろと関係がございまして、まだ御覧に入れるところまで行つておられないわけでありませう。

○前之團喜一郎君 それはその程度でよろしいございませうが、これは私は素人で非常に簡単なことをお聞きするにとになると思いますが、この用語がよく分らないと困りますのでお聞きしたいが、第二條の第五項のところで「水域施設、航路、泊地」とありますが、こういうものに対する御説明、それから第五号の「航行補助施設」、それから七号の「旅客施設」、それから九号の「船舶補給施設」、それから七項に見えます「避難港」、こういうものについて簡単に一つ御説明願います。

○政府委員(後藤憲一君) 「水域施設」と申しますのは、水面の方のことを申します。それにはあります船舶の出入りいたします航路、船舶の通ります水路ということとございませう。それから「泊地」というのは、荷役をいたしますとか、あるいは停船しておる場合に船を泊めて置くという広い範囲を下ろしております所を大体泊地と申しております。その場合「船舶だまり」と申しますのは、これはここにもありますように……

○前之團喜一郎君 船舶だまりは聞いておりませう。

○政府委員(後藤憲一君) 「航行補助施設」というのは、これは港内におきまして、只今の航路の浅いところにある標識でありますとか、信号とか、又

は照明、それから港内の船舶出入りに対するいろいろの通信関係の設備を申します。それから「旅客施設」と申しますのは、本船が岸壁におりますときの昇降用の階段類がございまして、そういうもの、又は乗客が船待ちいたします際の待合所、又は手荷物を扱いますところのいろいろの荷物の荷扱い所というふうなものでございませう。それから「船舶補給施設」、船舶のために、特に水を大量に要しますが、その水を供給いたします施設、それから石油又は潤滑油類を供給いたします設備、それからパンカーで石炭を供給いたします設備とございませう。そして「避難港」は、主として本船、大きな四千トン、五千トンという大型の船ですと、比較的荒浪に堪えるわけでありませうけれども、機帆船のごときは、港によつては天候を見ながら行くというふうなのが現実だと思ひますので、大体一日か或いは一日半ぐらいの航海をするのに當つて、安全な所がありますれば、一番小型の機帆船などの航行に便利であります、そういう意味での避難をするのが趣旨であります。これは勿論機帆船ばかりでなしに、漁船の場合にもあるわけでありませう。

○前之團喜一郎君 今の避難港の問題ですが、これも政令でお決めることになるわけですね。

○政府委員(後藤憲一君) その通りであります。

○前之團喜一郎君 大体避難港というのは、どういふところに、どれくらいできるという見当は付いておるわけですか。

○政府委員(後藤憲一君) これもいろいろと研究いたしております。避難

港の必要といたしますのは、主に離の附近とか、或いは岬を廻ります場合といたうような所が直接波の荒れる所でありませうので、そういうふうな要所々々を考えますために、大体北海道を含みまして、全体で二十港程度のものは指定いたしたいと存じます。避難港の設けられます所は非常な寒村で、そういう非常に人家も少いというふうな所が多いのでありますために、これは御質問にはございませうでしたが、特に国としての助成も強くしておるといふうなわけとございませう。

○前之團喜一郎君 第四條の第一項につきましてお尋ねしたいのですが、現在までに地方の港で、或いは県と市との費用を以て作つたような港が沢山あると思ひます。例えば鹿児島港のごときは、県が五割五分、市が四割五分、実際は鹿児島県が管理しておるといふようなことになつておるのですが、第四條によつて、そういうものも外にあると思うのですが、市と県と共同してでなければ港務局を作るといふようなことができないのです。こういうような場合は第四條第七項によつて、調停されるわけですが、基本要綱で調停されるのに双方共譲らないで、結局調停になるわけですから、どういふような方針によつて調停を進めて行かれるものであるかどうかということについてお尋ねしたい。

○政府委員(後藤憲一君) 四條第一項の運用につきまして、結局は、現に施設を管理する、又は従来からこの港務について費用を負担した、或いはその地先水面とする公共団体というのが相談して管理者を決めるわけでありませうが、その際協議を調えかねるといふ点

について、どういふ点で調停をするかというところは、これは調停の申出でございませうが、第九項に「第七項の申出があつたときは、運輸大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港務の利用の程度その他当該港務と、関係地方公共団体の関係を考慮し、」そういう点において調停の筋にいたしたいと思つております。

○前之團喜一郎君 私の聞きたいのは、調停ですからお互いの気持ちを十分に受入れてやらなければならぬのだ、これは強制調停になるのかどうかということをお聞かしていただきます。

○政府委員(後藤憲一君) この調停は、全く強制ではございませう。善意の仲介者の意味で強制をいたしておりませう。

○前之團喜一郎君 いや、お互いが、調停ですから妥協して、そこでどちらがやるか或いは共同でやるかという調停になればよいのですが、どちらも譲らぬという場合に、強制的に調停されるのかどうかということなんです。

○政府委員(後藤憲一君) その場合に更にいろいろと事情を聞き、九項によるような点を考慮いたしまして、調停に出しますけれども、その調停は決して強制力を持つわけではございませう。

○前之團喜一郎君 そうすると、調停は不成立に終ることもあるわけですね。

○政府委員(後藤憲一君) あります。この調停で以て不成立になる場合は当然予想されるわけですから、従つてどこまでも調停によるなり、協議の行きつくまではその港についての管理者は決定

しないということになります。

○前之團喜一郎君 第十二條の九で「港務局が管理する港務施設で、一般公衆の利用に供することを要せず」というのは、これは、どういふような施設か。それから次に「自ら運営することを適當としないもの」とこれはどういふような施設であるか。それからこれらのものを貸付けるとすると、その条件、いわゆる貸付の対象となるべきものの条件等はどうかということになるかということの御説明をお願いいたします。

○政府委員(後藤憲一君) この場合の「一般公衆の利用に供することを要せず、又は自ら運営することを適當としない」というのは、結局港務局それ自身の判断から来るわけでありませうが、岸壁なり棧橋なりが相当程度ある場合に、そのうち現在の荷役なり船舶の着く程度では、極く一般的の公衆的なのは、そのうちの一部分でもいい、そのうちの残りの一部というものは、特定な会社特定の用途で以て使用されてもさして差支ないというふうな判断のされる場合、又第二の「自ら運営する」といふことの適當でないという、例えば倉庫のごときでありませうが、これが港務局なり管理者というものは非営利公法人でございませうから、倉庫の営業をみずからやるというところは、この法律の趣旨にも反するわけでありませう。併し家主になることは少しも差支ないわけでありませう。そういう場合には適當の事業者をそれを適當な条件で貸付けて、営業させるというふうな場合を言うておるわけでありませう。

○前之團喜一郎君 その貸付の対象に

なるのはどういふところなんでしょう。又その希望者が競合するような場合、或いはその岸壁を、倉庫を何人もの人が借りたいという場合に、どういふような措置を講ずるか。

○政府委員(後藤憲一君) そういう場合は、結局港務局なり、管理者の当事者が、いろいろそのときの経済状況又は競合いたしますところの申出の人達の資格というものを判断いたしまして、或る場合には競争入札をいたさせますのもいいでしょうし、或る場合は特定な協約によることもいいでしょうし、その点は自由に港務局の経営方針によつてやるのがいいと思ひます。

○前之園喜一郎君 次同條の十二の「港務労働者の休泊所等これらの者の福利厚生」この休泊所の外にどういふものを考へておられるのか。

○政府委員(後藤憲一君) この船員又は港務労働者の厚生施設といたしましては、ここにあります休泊所、それから風呂場、それから診療所、それから脱衣所、理髪所、又晝食をやるような簡易な食堂、それから又講演会や映画なども見せる場合もあります。そういう一種の娯樂的な設備、こういうような性質のものが考へられるわけであります。

○前之園喜一郎君 それから第十七條の第一項の第一号ですが、「国會議員又は地方公共団体の議会の議員」は委員にはなれないということになつておるようですが、これがなれないというのはどういふわけですか。

○政府委員(後藤憲一君) この点は昨

日の説明にも少し申し上げたと存じますが、港務局なり管理者なり、これ自身が全く非営利的な法人であります。で、国会は勿論のこと、地方公共団体の議會にいたしまして、これは立法府でございまして、その間判然としたけじめを付ける必要がある、それから又更に経済行為をいたします公法人であるといひますならば、地方政治の直接の影響のない組織において自由に経済行為をやるというところに本筋があるのではなからうか。こういうふうにかゝる委員になられることは避けるべきだと、こういうふうにかゝる考へておるわけであります。

○前之園喜一郎君 成程この地方の議員は弊害があるということが考へられるのですが、今お話の國會議員という考へで無論入るのじやなくて、これが適任者であるかどうかという判断をして考へて、國會議員がこれになれないとするのは私はおかしいと思ひます。適任者であればちつとも差支ないのじやないですか。

○政府委員(後藤憲一君) この点はお互いに議論のような感じがいたしますが、この欠格につきまして、事情は只今申した通りでございますが、尙、三十三條の地方公共団体の一つの部局といたしまして港務管理者を決定した場合のときに、この場合もやはり委員制を取れるのでありますが、この委員に関する欠格條項を実は定めてございませぬのです。論理的に言つと首尾徹底しない憾みがあるわけでありまして、併しこの三十三條により

ますときは、比較的規模の小さな港務に關係いたしますので、この方面において余りむづかしい條件を付けるということとは人材を広く選ぶという点におきまして不便を感じるのではないかと、こういう点を考へまして、三十三條の方には欠格條項を実は落してあるわけでございます。

○前之園喜一郎君 十七條の二です。第一項の二のところ「役員と同等以上の職権若しくは支配力」職権は分るのでありますが、支配力というものは抽象的なものなのか、いわゆる社会的に考へてそこに何か大きな力を持つていふものなのか御説明願ひたい。

○政府委員(後藤憲一君) ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員長(佐々木鹿藏君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(佐々木鹿藏君) 速記を始め

○前之園喜一郎君 もう少し二、三

点……十三條に歸りまして、十三條にこういふことが書いてありますね、「港務運送業、倉庫業その他輸送及び保管に關連する私企業」の公正な活動を妨げ、その活動に干渉してはいけな

い、これはまあ當然のことだと思ひますが、無論進んでこれを助長するといふことに考へられるのじやないかと思ひます。これは非常な消極的な考へ方……そういうことを防禦するよ

うなことはできないことは、これは當然のことです。更にこれを積極的に助長して行くといふ考へ方であるべきじやないか、こういうふうには考へるのですが、如何でしょう。

○政府委員(後藤憲一君) その点私も同感であります。表現といたしまして、消極的な面を禁止しておるわけでありまして、當然の責務としてこれを助長するといふことをとるように仕向けるべきだと思ひます。

○前之園喜一郎君 そういう考へ方であるならば、もう少し條文の訂正と

いうか、が考へられるべきだと思ひますが、法律上だけ悪いことをしなけれ

ばいいというふうな態度にしか受取れ

ない。もう少し積極的な文句であつて然るべきであると思ひますが、適當にこれを御修正になる方がいいのじやないですか。

○政府委員(後藤憲一君) そういうようなお考へも勿論行きますが、一応消極的なところに線を引いた上で、更に積極的な方面に移るといふように考へていいのじやないかというふうにかゝる考へまして、こういうふうな表現をしてい

るわけでありませぬ。

○前之園喜一郎君 今そういうような消極から積極に移るのだというよう

な、何か具体的なことを考へておられ

るわけですか、或いはこれを修正する

とか、或いは別に何か作るとかという

ような……

○政府委員(後藤憲一君) 別段そういう線はございませぬ。将来本案を改正するときにありますれば、更にいい表現がありますれば、附加されるなり或いは改正するなり、ということに依

じて多少しも差支ないと思ひます。

○前之園喜一郎君 今政府委員の御答

弁で、これは積極的に助長して行くの

だといふ御答弁でありますから、それ

は了といたしますが、そういう氣持で

は、特定の港灣工事或いは土砂の採取、水域の占用について、港灣管理者の許可を受けるのを建前としたしております。ところが、専売公社、国有鉄道等につきましては、これはまあ古い觀念とは思いますが、国と同様に扱います。許可でなくて協議という言葉を使つたに過ぎないわけでございます。それで三十七條の二項にありますように、当該港灣の開発発展に著しく支障がない場合には、必ず協議に應じなければならぬということにしたわけでございます。四十一條の方は、これは三十八條、三十九條にございます分区分の制度を港灣管理者が採用いたしました場合に、その分区分内に有害構造物がありまして、それが管理者が決めまする條例等に反してある、そういう場合に、建物を除く場合に、港灣管理者の長が公聴会を開いてやるという趣旨でございます。一応別個の規定になつております。

○丹羽五郎君 そろしますと、折角港灣管理者が港灣開発にいろいろなことをやつて来た場合に、国或いは公社の方から強圧的に、その自分の使用の目的を、最大限度に使うために強圧的な方法を持つて来る、ことをあせうせいといふようなことが起つて来ないですか、その憂いを考えておるのです。

○政府委員(後藤憲一君) その場合はこの三項の一般に許可という性質のものを、国或いは公社の点でありますから、協議という表現を用いただけでありまして結局協議に應じないということとで、その処置はできるわけでございます。

ざいすから、まあ国、公共にいたしますれば、やはり公共性を十分に認識して物を判断する性質のものでございすから、そう無理なことは起り難いのではないかと一い感じをいたしております。

○丹羽五郎君 それからもう一点、三十條で、債券を発行することができるようになつておりますが、これはその債券発行は、その港灣管理者が、自主性の立場において、経済面において必要であるから債券を発行するのであるということ、これについては、何ら国家としては、制約をすることもなければ、それは自由にやらすのですか、その点を伺います。

○説明員(松村清之君) それは三十條の二項にございすように、これはまあ経済状態が平常になりますれば、債券の発行というものは自由になります。ところが、地方自治法によりまして、地方公共団体の債券の発行について、内閣総理大臣の許可を受けるようになつておりますが、それを準用いたしまして、地方公共団体と同様に、或る一定の期間は制約を受けることになりま

○委員長(佐々木鹿蔵君) 他に御質疑はございせんか。
○村上義一君 一点だけ伺ひたいのでありますが、十六條、先刻も質疑がございましたが、この十六條の二項であります、二項に「港灣に關し十分な知識と経験を有する者」ということがこの委員の選定要件になつておるんですが、この「關し」という意味でありまして、「關し」というのは、港灣そのもの

に著しい経験を有するといふ非常に狭い意味にこれは解すべきものではなから、海上運送であるとか、或いは臨港倉庫であるとか、又は臨港鉄道というやうな、陸上運送に關するものをも含むと解釈すべきものだと思ふのですが、政府委員の御意見をこの際承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(後藤憲一君) この「港灣に關し」の港灣といふものは、物理的な港灣といふものと、それから港灣の機能を活かしますといふ利用開發という意味での港灣全部を含んでおるわけになりますので、港灣において經濟活動をしたしますところの、只今お話の、港灣業者でありますとか、臨港鉄道又は倉庫業、或いは又海運業、又貿易業といふやうなものに経験を有する者は、盡くやはその意味で広く考えるべきものだと思ひます。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 外にございせんか。質疑はないようでありますから、討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木鹿蔵君) 討論に入りま。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○村上義一君 この法案については、各所に考慮せられぬ点がないでもないのではありませんが、併し政府委員の御説明によりまして、是非今期国会で立法化する必要を認めると、尙、昨日も原口神戸市長の御意見もありまして、私は本法案に賛成するものであります。

○小泉秀吉君 私共この法案を検討して見ますと、幾多の不満の点もあり、又相當更に審議検討を加えるべき性質のものだと思ひますけれども、一方この港灣法が成立しないことによつて、今占領軍の調達、要求下に置かれておる幾多の施設を開放を受け、又その受入態勢が整わなければ、その現在の施設の開放が思うように行かないといふやうな実情に鑑みまして、いろいろの不便不満もあつたが、この際政府委員の説明、応答にあつたやうなことを十分検討し、又斟酌を加へまして、そうしてできるだけ早い機会において、この港灣法の不備の点に対しては、更に改正を加えるといふやうなことを條件にいたしまして、そうしてこの法案を、只今申しましたやうな意味合において賛成をして成立をせしめるといふ意見であります。

○前之園重一郎君 私は村上先生、小泉先生と大体において同じ意見であります。ただどういふやうな面期的な非常に重要な法案が国会の閉会の間際に出され、僅かに一日二日しか審議する期間がないといふことは、私共非常に不満であります。これは前国会から問題になつておるので、早く国会に御提出になつて十分に審議する機会がなければならぬと思ひます。そういう意味において、私共これは實際において十分審議を盡くしておりました。まだ質したい点もあるわけでありまして、ただ時間の關係で打切つたわけでありまして、ですから、將來この点については政府は十分に考えて頂

て、こいいう法案を出しになるときは、十分審議の期間もあり、修正もできるやうな出し方をして頂きたい。これには無論修正すべきところが非常に多いと思ひます。神戸市長の御発言もありましたが、その他政府でもお考えになつておることがあると思ひます。速かにそれらのものを整備されて、近い機会において修正をされるということをお願いいたしまして、民主党は賛成いたします。

○丹羽五郎君 私前之園君と同じ意見を持つておりました、甚だ不備な法律であると、而も審議をする期間が少いといふことには、非常に不満を持つておりますが、現在日本の港灣に對する基本の法律といふものは今一つもないので、この基本法律がなければ、小泉君の言われたやうに、受入れ、或いは軍用施設に造つたものを返して頂くといふやうなことも、法律の上においてでき得ないのでありますから、それを考へて、来国会におきましては、是非とも本當に國の港を開港することのできる法律を政府もよく考へて、こゝで修正をするということに政府の確約があるやうに私も聞いておりますから、それによつて、私はこの法案の通過に賛成いたします。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 討論終結と見て御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御異議ないと認めます。それでは採決に入ります。本法案に賛成の方の御挙手を願ひます。
〔総員挙手〕

○委員長(佐々木鹿藏君) 全員賛成と認めます。今後の手続は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひます。御異議ありません。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木鹿藏君) そのように取計らいます。御賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

小泉 秀吉 飯田精太郎

丹羽 五郎 内村 清次

横尾 龍 前之園喜一郎

高田 寛 村上 義一

○委員長(佐々木鹿藏君) 大変御苦勞でございました、有難うございます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木鹿藏君

理事

小泉 秀吉君

飯田精太郎君

丹羽 五郎君

委員

内村 清次君

横尾 龍君

前之園喜一郎君

高田 寛君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 荒木茂久二君

(大臣官房長)

運輸技官

後藤 憲一君

(港灣局長)

運輸事務官

足羽 則之君

(鉄道監督局長)

運輸事務官

石井 昭正君

説明員

運輸事務官
(港灣局長)

松村 清之君

昭和二十五年五月二十六日印刷

昭和二十五年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所